

# 令和5年度 公文書開示状況（9月決定分）

## 港湾局

### 表の見方

#### <決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

#### <（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

#### <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
  - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R5. 7. 10	R5. 8. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年12月17日付2港臨誘第285号</li> <li>令和4年11月8日付4港臨誘第220号</li> </ul>	149		1				1	1	1	1						<p>(1号) 住宅明細図の制作販売機関は、本件担当鑑定機関へ鑑定を委託した都への報告書類としての利用を承諾しているものであり、他の目的に利用することは著作権法に違反する恐れがあるため</p> <p>(2号) 登記関係書類により本件鑑定地の隣地者(購入者)が判明するため。個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため</p> <p>(3号) 取引事例の情報は、鑑定事業者が独自に調査、入手している鑑定評価等に必要な技術上の情報であり、取引事例が特定された状態で当該情報が公になると、競合他社へ技術上の情報が漏えいすること、取引事例を提供した第三者からの信用の失墜など、法人等の競争上の地位が具体的に侵害されると認められるため。</p> <p>(4号) 印影は、公にすることにより偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあること、また、自署名は、公にすることにより、筆跡を模倣して悪用されるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	港湾局 臨海開発部 誘致促進課
2	R5. 7. 10	R5. 8. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月23日付30港臨誘第1号「土地(底地)売買契約の締結について(臨海副都心台場F区画株式会社フジメディア・ホールディングス)」</li> </ul>	41		1						1							<p>取引事例の情報は、鑑定事業者が独自に調査、入手している鑑定評価等に必要な技術上の情報であり、取引事例が特定された状態で当該情報が公になると、競合他社へ技術上の情報が漏えいすること、取引事例を提供した第三者からの信用の失墜など、法人等の競争上の地位が具体的に侵害されると認められるため。</p>	港湾局 臨海開発部 誘致促進課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
3	R5. 7. 10	R5. 8. 29	・中鑑第24777号 2022年8月29日	56		1				1	1	1	1							(1号) 住宅明細図の制作販売機関は、本件担当鑑定機関へ鑑定を委託した都への報告書類としての利用を承諾しているものであり、他の目的に利用することは著作権法に違反する恐れがあるため (2号) 登記関係書類により本件鑑定地の隣地者(購入者)が判明するため。個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため (3号) 取引事例の情報は、鑑定事業者が独自に調査、入手している鑑定評価等に必要な技術上の情報であり、取引事例が特定された状態で当該情報が公になると、競合他社へ技術上の情報が漏えいすること、取引事例を提供した第三者からの信用の失墜など、法人等の競争上の地位が具体的に侵害されると認められるため。 (4号) 印影は、公にすることにより偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあること、また、自署名は、公にすることにより、筆跡を模倣して悪用されるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	港湾局 総務部 財務課
4	R5. 9. 4	R5. 9. 15	水域占用許可書(2東港港水第494号、2東港港水第495号、3東港港水第314号、3東港港水第315号、4東港港水第340号、4東港港水第341号)	6	1															港湾局 東京港管理事務所 港務課	
5	R5. 9. 5	R5. 9. 28	行事届(令和5年9月2日開催「豊洲アクアスロン&スイムリレー」)	8		1				1										(1) 【開示しない部分】氏名、電話番号((2)に記載のものを除く)、船舶名、船舶番号、船舶所有者、船長氏名、生年月日、本籍、免許番号 【根拠規定】東京都情報公開条例第7条第2号に該当 【理由】公にすることにより、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため。 (2) 【開示しない部分】電話番号(東京海上保安部、東京湾海上交通センター、指令センター) 【根拠規定】東京都情報公開条例第7条第6号に該当 【理由】都、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため。	港湾局 東京港管理事務所 港務課